

老人保健からお知らせ

4月1日から

高齢者の自己負担額が改定されます

外来の場合

①定額制の診療所（注）

改定前

改定後

1日につき800円 → 1日につき850円

1カ月に5日以上通院した場合は、その月の5日目以降の通院について負担はありません。

（注）一部負担金を定額で徴収することを、都道府県知事に届け出た診療所

②病院および定率制の診療所

一部負担金は医療費の1割ですが、同一医療機関での負担額が1カ月に以下の額に達したときは、その後、自己負担はありません。

改定前

改定後

医療機関で
院外処方せんを
交付されなかった方

医療機関で 3,000円 → 3,200円

（大病院（ベッド数が200床以上ある病院）で受診された方は

5,000円 → 5,300円

医療機関で
院外処方せんを
交付された方

医療機関で 1,500円 → 1,600円

薬局で 1,500円 → 1,600円

（大病院（ベッド数が200床以上ある病院）で受診された方は

それぞれで 2,500円 → 2,650円

老人保健の訪問看護を受けた場合

①定額制訪問看護ステーション（注）

1日につき600円 → 1日につき640円

1カ月に6日以上訪問看護を受けた場合は、その月の6日目以降の訪問看護については基本利用料の負担はありません。

（注）訪問看護に要した費用を定額で徴収することを、都道府県知事に届け出た訪問看護ステーション

②定率制の訪問看護ステーション

一部負担金は老人保健の訪問看護に要する費用の1割ですが、同一の訪問看護ステーションでの基本利用料が1カ月に以下の額に達したときは、その後は基本利用料の負担はありません。

1カ月に3,000円 → 1カ月に3,200円

問い合わせ先 役場住民課国保係 Ⅲ 82-8814